令和7年度 第1回

広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業 最低賃金専門部会 別冊資料目次

別冊 No. 1		広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業		
		最低賃金専門部会委員名簿	P.	1
別冊No. 2	-1	広島県鉄鋼業最低賃金(現行)	Р.	2
	-2	広島県特定(産業別)最低賃金の適用を受ける業種(日本標準産業分類)	P.	3
	-3	中分類	P.	5
	-4	令和7年度適用使用者数及び適用労働者数	P.	13
別冊No. 3		令和6年度 特定最低賃金の審議・決定状況(鉄鋼等)	P.	15
别冊 No. 4		令和7年度最低賃金実態調査概要(鉄鋼業)	Р.	16

令和7年度

広島地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会 委員名簿 (広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金)

広島労働局

令和7年9月25日任命

区分	氏 名	現 職
	ぉゕだ ゆきまさ 岡田 行正	広島修道大学 教授
公益代表	のきた はるこ 野北 晴子	広島経済大学 教授
表 -	はむらまさや橋村 政哉	広島国際大学 講師
学	かまだ こうき 鎌田 幸揮	JFEスチール福山労働組合 書記長
労働者代	さざき よしひろ 佐崎 吉宏	日本基幹産業労働組合連合会広島県本部 事務局長
表	ひがし ひろみち 東 博道	淀川製鋼所呉労働組合 執行委員長
使	_{おおつ} まきあき 大津 雅明	大和重工株式会社 常務取締役
用 者 代	くりもと なるき 栗本 成揮	JFEスチール株式会社西日本製鉄所 福山労働人事室長
表	^{はせがわ} のぶぉ 長谷川 信男	広島県商工会連合会 専務理事

[注] 1. 斜体文字は 本審委員 2. 各側五十音順

広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金(現行)

 適用する地域 広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で高炉による製鉄業、製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)、銑鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が高炉による製鉄業、製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)、銑鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)、可鍛鋳鉄製造業又はその他の鉄鋼業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額1時間1,114円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日令和6年12月31日

広島県特定(産業別)最低賃金の適用を受ける業種(日本標準産業分類)

製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業

適用する使用者

広島県の区域内で高炉による製鉄業、製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)、 銑鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が高炉による製鉄業、製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)、 銑鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)、可鍛鋳鉄製造業又はその他の鉄鋼業に分類されるものに限る。)を営む使用者

> 日本標準産業分類(令和6年4月改定)より (青字及び赤字は事務局にて加筆)

E22 鉄鋼業のうち

E220 管理、補助的経済活動を行う事業所

(221 製鉄業(県最賃適用業種を除く)、223 製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)、225 鉄素形材製造業(県最賃適用業種を除く)、229 その他の鉄鋼業に限る)

E2200 主として管理事務を行う本社等

E2209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

E221 製鉄業

- E2211 高炉による製鉄業
- E2212 高炉によらない製鉄業 (県最賃適用)
- E2213 フェロアロイ製造業(県最賃適用)

E223 製鋼を行わない鋼材製造業 (表面処理鋼材を除く)

- E2231 熱間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)
- E2232 冷間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)
- E2233 冷間ロール成型形鋼製造業
- E2234 鋼管製造業
- E2235 伸鉄業
- E2236 磨棒鋼製造業
- E2237 引抜鋼管製造業
- E2238 伸線業
- E2239 その他の製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)

E225 鉄素形材製造業

- E2251 銑鉄鋳物製造業 (鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)
- E2252 可鍛鋳鉄製造業
- E2253 鋳鋼製造業(県最賃適用)
- E2254 鍛工品製造業 (県最賃適用)

E2255 鍛鋼製造業(県最賃適用)

E229 その他の鉄鋼業

E2291 鉄鋼シャースリット業

E2292 鉄スクラップ加工処理業

E2293 鋳鉄管製造業

E2299 他に分類されない鉄鋼業

L7282 純粋持株会社

(221 製鉄業(県最賃適用業種を除く)、223 製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)、225 鉄素形材製造業(県最賃適用業種を除く)、229 その他の鉄鋼業に限る)

適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

大分類E-製造業

中分類22一鉄鋼業

総説

この中分類には、鉱石、鉄くずなどから鉄及び鋼を製造する事業所、鉄及び鋼の鋳造品、鍛造品、圧延鋼材、表面処理鋼材などを製造する事業所が分類される。

220 管理、補助的経済活動を行う事業所(22 鉄鋼業)

2200 主として管理事務を行う本社等

主として鉄鋼業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所

2209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

主として鉄鋼業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、 輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○車庫;自家用修理工場;自家用補修所;自家用集荷所

221 製鉄業

2211 高炉による製鉄業

主として高炉により銑鉄を製造する事業所をいう。

また、一貫作業により鋼材までの製造を行う事業所も本分類に含まれる。 高炉が吹止しているものはこの分類に含まれない。

○高炉銑製造業;圧延鋼材製造業(高炉が稼動しているもの);普通鋼製造業(高炉が稼動しているもの);特殊鋼製造業(高炉が稼動しているもの);鋼管製造業 (高炉が稼動しているもの)

2212 高炉によらない製鉄業(県最賃適用)

主として電気炉、小形高炉及び再生炉などにより銑鉄を製造する事業所をいう。

また、主として純鉄、原鉄、ベースメタルなど他に分類されない鉄鋼の製錬を 行う事業所も本分類に含まれる。

純鉄粉を製造する事業所は小分類 229 [2299] に分類される。

○電気炉銑製造業;小形高炉銑製造業;再生炉銑製造業;純鉄製造業;原鉄製造業; 業:ベースメタル製造業

2213 フェロアロイ製造業(県最賃適用)

主としてフェロアロイを製造する事業所をいう。

○合金鉄製造業

222 製鋼·製鋼圧延業<mark>(県最賃適用)</mark>

2221 製鋼・製鋼圧延業

主として転炉、電気炉により鋼塊を製造し、又はその鋼塊から形鋼、棒鋼、線材、厚板、薄板、帯鋼、鋼管などの鋼材を製造する事業所をいう。

転炉、電気炉が休止しているものはこの分類には含まれない。高炉からの一貫作業により鋼材までの製造を行う事業所は<u>小分類 221 [2211]</u>に分類される。

○製鋼業(転炉、電気炉が稼動しているもの);圧延鋼材製造業(転炉、電気炉が稼動しているもの);特殊鋼製造業(転炉、電気炉が稼動しているもの);鋼管製造業(転炉、電気炉が稼動しているもの)

223 製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)

2231 熱間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)

主として他から受け入れた鋼塊及び鋼半製品から熱間圧延により形鋼、棒鋼、 線材、厚板、薄板、帯鋼などの熱間圧延鋼材を製造する事業所をいう。

○熱間圧延業(製鋼を行わないもの)

2232 冷間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)

主として他から受け入れた薄板、帯鋼などから冷間圧延により冷延鋼板、磨 帯鋼などの冷間圧延鋼材を製造する事業所をいう。

○冷延鋼板製造業:磨帯鋼製造業

2233 冷間ロール成型形鋼製造業

主として他から受け入れた広幅帯鋼、帯鋼から軽量形鋼などを製造する事業所をいう。

○軽量形鋼製造業

2234 鋼管製造業

主として他から受け入れた管材、広幅帯鋼、帯鋼などから継目無鋼管、電縫鋼管、鍛接鋼管などを製造する事業所をいう。

○継目無鋼管製造業: 雷縫鋼管製造業: ガス溶接鋼管製造業: 鍛接鋼管製造業

2235 伸鉄業

主として他から受け入れた圧延鋼材の発生品、ミスロール、鋼くずなどから熱間又は冷間圧延により棒鋼、薄板などの圧延鋼材を製造する事業所をいう。

○伸鉄製造業:再生仕上鋼板製造業

2236 磨棒鋼製造業

主として他から受け入れた棒鋼から冷間引抜などにより磨棒鋼を製造する事業所をいう。

2237 引抜鋼管製造業

主として他から受け入れた鋼管(中古管を含む)から引抜鋼管を製造する事業所をいう。

○再生引抜鋼管製造業

2238 伸線業

主として他から受け入れた線材、バーインコイルから線引きにより鉄線、硬鋼線、ピアノ線などを製造する事業所をいう。

さらに、その線から線材製品を製造する事業所も本分類に含まれる。

- ○鉄線製造業;硬鋼線製造業;ピアノ線製造業;〈ぎ製造業(線材から一貫作業によるもの);針金製造業(線材から一貫作業によるもの);金網製造業(線材から一貫作業によるもの);ワイヤロープ製造業(線材から一貫作業によるもの);PC鋼より線製造業(線材から一貫作業によるもの)
- ×くぎ製造業(線材から一貫作業によらないもの)[2471];針金製造業(線材から 一貫作業によらないもの)[2249];金網製造業(線材から一貫作業によらないも の)[2479];鋼索製造業(線材から一貫作業によらないもの)[2479]

2239 その他の製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)

主として溶接形鋼など他に分類されない鋼材を製造する事業所をいう。 ○溶接形鋼製造業

224 表面処理鋼材製造業<mark>(県最賃適用)</mark>

2241 亜鉛鉄板製造業

主として他から受け入れた薄板、広幅帯鋼などから亜鉛鉄板を製造する事業所をいう。

○着色亜鉛鉄板製造業

2249 その他の表面処理鋼材製造業

主として他から受け入れた鋼管、鋼材からめっき鋼管、他に分類されない表面処理鋼材を製造する事業所をいう。

- ○亜鉛めっき鋼管製造業;ブリキ製造業;針金製造業(線材から一貫作業によらないもの);亜鉛めっき硬鋼線製造業;ビニル鋼板製造業;ティンフリースチール製造業
- ×針金製造業(線材から一貫作業によるもの)[2238]

225 鉄素形材製造業

2251 銑鉄鋳物製造業(鋳鉄管, 可鍛鋳鉄を除く)

主として他から受け入れた銑鉄から鋳鉄管、可鍛鋳鉄以外の機械用鋳物及び 日用品などの銑鉄鋳物を製造する事業所をいう。

- ○機械用銑鉄鋳物製造業:日用品用銑鉄鋳物製造業
- ×鋳鉄管製造業[2293];可鍛鋳鉄製造業[2252]

2252 可鍛鋳鉄製造業

主として他から受け入れた銑鉄から可鍛鋳鉄を製造する事業所をいう。

○合金可鍛鋳鉄製造業;靴底金製造業;パイプ継手製造業;<mark>可鍛鋳鉄製鉄管継手</mark>製造業(フランジ形を含む)

2253 鋳鋼製造業(県最賃適用)

主として鋼鋳物を製造する事業所をいう。

2254 鍛工品製造業(県最賃適用)

主として他から受け入れた棒鋼などからハンマ、プレスなどで型鍛造などを行い鍛工品を製造する事業所をいう。

2255 鍛鋼製造業(県最賃適用)

主として鋼塊を製造し、更に鋼塊からハンマ、プレスなどで鍛鋼品を製造する 事業所をいう。

他から受け入れた鋼塊、鋼半製品からの鍛鋼を製造する事業所も本分類に 含まれる。

229 その他の鉄鋼業

2291 鉄鋼シャースリット業

主として他から受け入れた広幅帯鋼、帯鋼、鋼板の切断(溶断を含む)を行う 事業所をいう。

○鉄鋼シャーリング業:鉄鋼スリット業

2292 鉄スクラップ加工処理業

主として他から受け入れた鉄スクラップ(鉄くず)を製鋼原料として電気炉、転炉に直接投入できるように加工処理を行う事業所をいう。

- ○製鋼原料用鉄スクラッププレス・シャーリング業;製鋼原料用鉄スクラップシュレッダー業:製鋼原料用鉄スクラップ化学処理業
- ×鉄鋼シャースリット業 [2291];鉄スクラップ卸売業 [5362];鉄くず破砕請負業 [9299]

2293 鋳鉄管製造業

主として他から受け入れた銑鉄から鋳鉄管を製造する事業所をいう。

2299 他に分類されない鉄鋼業

主として他に分類されない鉄鋼を製造する事業所をいう。

○鉄粉製造業:純鉄粉製造業:純鉄圧延業:ペレット製造業

7282 純粋持株会社

本業を持たずに、他社の事業活動を支配する事業所をいう。

○純粋持株会社

令和7年度 適用使用者数及び適用労働者数

(令和3年経済センサス等による)

1 製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業

日本標準産業分類(令和6年4月改定)	使用者数	労働者数
E220 管理、補助的活動を行う事業所	3	37
E2211 高炉による製鉄業	2	5, 217
E223 製鋼を行わない鋼材製造業	7	637
E225 鉄素形材(銑鉄鋳物)製造業	37	1,072
E229 その他の鉄鋼業	121	2, 498
計	170	9, 461

2 建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業

日本標準産業分類(令和6年4月改定)	使用者数	労働者数	
E240 管理、補助的活動を行う事業所	8	29	
E244 建設用・建築用金属製品製造業	589	5, 978	
E249 その他の金属製品製造業	54	1, 339	
計	651	7, 346	

3 はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

日本標準産業分類(令和6年4月改定)	使用者数	労働者数	
E25 はん用機械器具製造業	378	7, 587	
E26 生産用機械器具製造業	854	19, 477	
E27 業務用機械器具製造業	20	660	
≒	1, 252	27, 724	

4 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

日本標準産業分類(令和6年4月改定)	使用者数	労働者数
E 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	59	5, 608
E 29 電気機械器具製造業	262	6, 541
E30 情報通信機械器具製造業	14	1, 199
計	335	13, 348

5 自動車・同附属品製造業

日本標準産業分類(令和6年4月改定)	使用者数	労働者数
E310 管理、補助的活動を行う事業所	4	358
E311 自動車・同附属品製造業	282	31, 040
計	286	31, 398

6 船舶製造・修理業、舶用機関製造業

日本標準産業分類(令和6年4月改定)	使用者数	労働者数
E310 管理、補助的活動を行う事業所	7	107
E313 船舶製造・修理業、船用機関製造業	476	9, 252
計	483	9, 359

7 各種商品小売業

日本標準産業分類(平成25年10月改定)	使用者数	労働者数	
I 560 管理,補助的活動を行う事業所	4	644	
I 561 百貨店、総合スーパー	25	3, 932	
I 569 その他の各種商品小売業	56	838	
計	85	5, 414	

8 自動車小売業

日本標準産業分類(令和6年4月改定)	使用者数	労働者数
I 590 管理、補助的活動を行う事業所	15	492
I 591 自動車小売業	1, 671	11, 068
計	1,686	11, 560

9 各種商品、各種食料品小売業

日本標準産業分類(平成25年10月改定)	使用者数	労働者数
I 560 管理,補助的活動を行う事業所	1	528
I 561 百貨店,総合スーパー	25	3, 932
I 580 管理,補助的活動を行う事業所	5	876
I 581 各種食料品小売業	519	24, 390
I 600 管理,補助的活動を行う事業所	6	83
I6031 ドラッグストア	363	4, 447
I6091 ホームセンター	155	3, 956
≒ +	1,074	38, 212

別冊資料No.3

	令和6年度 特定最低賃金の審議・決定状況									
都道府県	地域別 最賃	業種	改定前額	改定額	引上げ額	申出	申出種別	必要性 諮問日	必要性 答申日	結審
北海道	1, 010	鉄鋼	1, 030	1, 100	70	改正	協約	7/25	8/5	10/1
青森	953	鉄鋼	992	1, 045	53	改正	協約	8/9	9/12	10/16
岩手	952	鉄鋼	949	1, 008	59	改正	協約	8/28	9/17	11/22
宮城	973	鉄鋼	1, 003	1, 059	56	改正	協約	7/29	8/21	10/15
茨城	1, 005	鉄鋼	1, 046	1, 098	52	改正	協約	8/5	9/10	10/28
群馬	985	鉄鋼	1, 017	1, 067	50	改正	協約	8/2	8/8	10/24
千葉	1, 076	鉄鋼	1, 096	1, 147	51	改正	協約	7/29	8/21	10/18
静岡	1, 034	鉄鋼	1, 012	1, 057	45	改正	公正	7/26	8/5	10/10
愛知	1, 077	鉄鋼	1, 059	1, 111	52	改正	協約	7/4	8/5	10/16
大阪	1, 114	鉄鋼	1, 066	1, 120	54	改正	協約	7/2	9/2	9/19
兵庫	1, 052	鉄鋼	1, 065	1, 116	51	改正	協約	7/19	8/20	9/19
和歌山	980	鉄鋼	1, 050	1, 103	53	改正	協約	7/26	8/21	10/28
島根	957	鉄鋼	1, 034	1, 092	58	改正	公正	9/3	9/3	9/27
岡山	982	鉄鋼	1, 050	1, 102	52	改正	協約	7/3	9/11	10/9
広島	1, 020	鉄鋼	1, 064	1, 114	50	改正	協約	8/5	8/21	10/30
山口	979	鉄鋼	1, 064	1, 116	52	改正	協約	7/26	8/5	10/8
福岡	992	鉄鋼	1, 053	1, 106	53	改正	協約	8/21	8/21	10/4
大分	954	鉄鋼	1, 053	1, 106	53	改正	協約	7/31	8/27	10/18

令和7年度

最低賃金実態調査の概要

(製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛 鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業)

広島労働局

-目 次-

1	最低賃金に関する実態調査の概要	P 1
2	分位偏差	P 5
3	賃金分布図グラフ	P 6
4	時間当たり平均賃金額と最低賃金額の推移グラフ	P 8
5	中位数・時間当たりの平均賃金額	P 9
6	事業所規模未満率	P10
7	引上げ試算表	P11
8	経過表 (平成 18 年~令和 6 年度)	P12

最低賃金に関する実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、労働者の賃金の実態を把握し、広島県最低賃金並びに広島県特定(産業別)最低賃金改正のための基礎資料を得ることを目的として実施する。

2 調査の範囲

(1) 地 域 広島県全域

(2) 産業

日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改定)に基づく製造業、新聞業、 出版業、卸売業, 小売業、学術研究, 専門・技術サービス業、宿泊業、 飲食サービス業、生活関連サービス業, 娯楽業、医療, 福祉及びサー ビス業である。

(3) 事業所

製造業及び新聞業、出版業については1~99 人、卸売業, 小売業、 学術研究, 専門・技術サービス業、宿泊業, 飲食サービス業、生活関連 サービス業, 娯楽業、医療, 福祉及びサービス業(他に分類されないもの)については1~29 人の民営事業所のうちから、「令和3年経済セン サス(令和4年次フレーム)」に基づく規模、地域、業種別の母集団事業 所数を考慮し、無作為に抽出した事業所である。

なお、小売業のうち、各種商品小売業及び自動車小売業については、 1~99人の民営事業所を、各種飲食料品小売業については、規模にか かわらず対象とした。

(4) 労働者

前号の事業所に雇用される労働者のうち、1~29 人の事業所は全労働者、労働者 30~99 人の事業所は2分の1の労働者、そして 100 人以上の事業所については、5分の1の労働者を調査範囲とした。

3 調査の時期及び方法

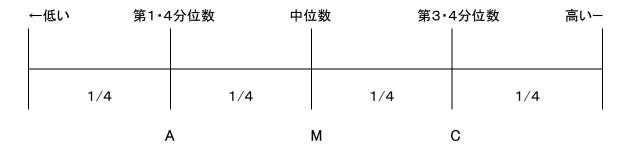
調査は通信調査とし、令和7年6月分の賃金等について、5月から6月にかけて調査を行った。

統計用語について

○ 分位数、中位数とは

数値の集まり(分布)があるとき、数値を低いものから高いものへと順に並べて、低い方からみて全体の 20 分の1、10 分の1、4分の1などの境界に当たる数値を当該分布の第1・20 分位数、第1・10 分位数、第1・4分位数と呼び、2分の1(即ち中央)に当たる数値を当該分布の中位数と呼びます。

例:



中位数は、数値を順に並べたとき、数値の合計が奇数であれば、ちょうど真ん中の数を、合計が偶数であれば、(n÷2)番目と(n÷2+1)番目の値の算術平均ということになります。中位数の利点は、賃金分布のような左右対称でない分布でも、中位数以下の人が全体の半分、中位数以上の人も半分となるので、分布の標準的な数値という意味において、算術平均より利用しやすい数値となる点です。

○ 分布範囲とは

分布範囲というのは、分布の最も大きい値と、最も小さい値の差をとったものです。この方法は簡単に計算できますが、極端に高い値や低い値があると、その影響が現れてしまう欠点があります。

○ 分位偏差とは

分布における低い値の代表を第1・4分位数、高い値の代表を第3・4分位数と して分布の拡がりをみたものが4分位偏差です。

中位数を中心として、第1・4分位数と第3・4分位数の範囲に分布の半分が入っていることになります。

4分位偏差を数式にすると、次のとおりとなります。

$$Q = (C - A)/2$$

Q:4分位偏差 A:第1·4分位数 C:第3·4分位数

○ 分散係数とは

分位偏差が等しくても、平均賃金が高い企業と低い企業とでは、分位偏差に対 する評価が異なってきます。

中位数が 30 万円に対する4分位偏差5万円と、中位数 20 万円に対する4分位偏差5万円とでは、分布に対する評価を同じとする訳にはいかないでしょう。

賃金分布を評価する際は、中位数に対する分散度の大きさが一般的には重要となります。その要素を加味したものが分散係数です。

分散係数を、前述の分位偏差から出す数式は次のとおりです。

4分位分散係数=(C - A)/2M

(分散係数は偏差係数ともいわれます。)

A: 第1·4分位数 C: 第3·4分位数 M: 中位数

○ 未満率・影響率とは

未満率とは、現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合をいいます。

影響率とは、最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金を下回ることに なる労働者の割合をいいます。

最低賃金実態調査における分位偏差 (製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業)

規模	内 訳	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
	第1・20分位数(円)	954	960	989	1,010	1,051	1,080
	対前年増減率	2.58%	0.63%	3.02%	2.12%	4.06%	2.76%
	第1·10分位数(円)	995	1,000	1,030	1,076	1,131	1,143
合	対前年増減率	-0.50%	0.50%	3.00%	4.47%	5.11%	1.06%
	第1·4分位数(円)	1,173	1,181	1,192	1,236	1,345	1,356
計	対前年増減率	-0.17%	0.68%	0.93%	3.69%	8.82%	0.82%
	中位数(円)	1,345	1,425	1,421	1,452	1,583	1,625
	対前年増減率	-4.13%	5.95%	-0.28%	2.18%	9.02%	2.65%
	労 働 者 数	2,312	2,977	2,899	2,530	2,241	2,394
	第1・20分位数(円)	922	946	971	996	1,012	1,024
	対前年増減率	1.32%	2.60%	2.64%	2.57%	1.61%	1.19%
1	第1·10分位数(円)	951	981	1,000	1,021	1,100	1,048
5	対前年増減率	0.11%	3.15%	1.94%	2.10%	7.74%	-4.73%
' [第1・4分位数(円)	1,079	1,121	1,008	1,159	1,255	1,190
9	対前年増減率	-7.54%	3.89%	-10.08%	14.98%	8.28%	-5.18%
人	中位数(円)	1,391	1,420	1,370	1,395	1,524	1,412
	対前年増減率	-7.70%	2.08%	-3.52%	1.82%	9.25%	-7.35%
	労 働 者 数	359	507	496	457	292	270
	第1・20分位数(円)	954	949	985	1,000	1,024	1,080
	対前年増減率	5.76%	-0.52%	3.79%	1.52%	2.40%	5.47%
10	第1・10分位数(円)	1,000	996	1,035	1,050	1,093	1,196
5	対前年増減率	5.71%	-0.40%	3.92%	1.45%	4.10%	9.42%
	第1・4分位数(円)	1,189	1,129	1,213	1,207	1,250	1,356
29	対前年増減率	4.67%	-5.05%	7.44%	-0.49%	3.56%	8.48%
人	中位数(円)	1,378	1,383	1,415	1,417	1,543	1,622
	対前年増減率	0.95%	0.36%	2.31%	0.14%	8.89%	5.12%
	労 働 者 数	1,014	1,199	1,146	1,000	849	1,004
	第1・20分位数(円)	969	991	1,000	1,050	1,114	1,114
	対前年増減率	-4.91%	2.27%	0.91%	5.00%	6.10%	0.00%
30	第1·10分位数(円)	1,029	1,069	1,071	1,160	1,200	1,143
5	対前年増減率	-5.51%	3.89%	0.19%	8.31%	3.45%	-4.75%
	第1・4分位数(円)	1,167	1,215	1,192	1,301	1,415	1,401
99	対前年増減率	-3.71%	4.11%	-1.89%	9.14%	8.76%	-0.99%
人	中位数(円)	1,304	1,456	1,439	1,513	1,668	1,684
	対前年増減率	-8.04%	11.66%	-1.17%	5.14%	10.24%	0.96%
	労 働 者 数	940	1,271	1,257	1,073	1,099	1,120

(注) 資料出所:毎年の広島労働局「最低賃金実態調査」

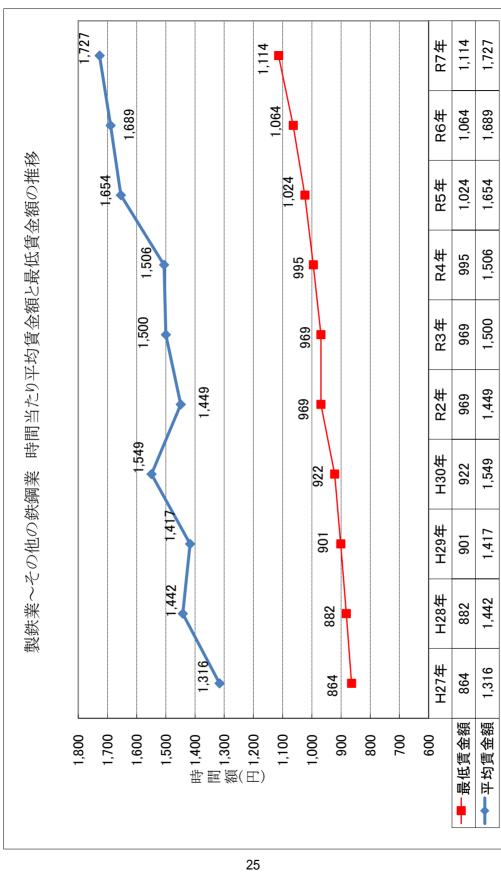
製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業の最低賃金

年		度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
時	間	額	970円	995円	1,024円	1,064円	1,114円
発	効	日	R2.12.31	R3.12.31	R4.12.31	R5.12.31	R6.12.31

23

(注)資料出所 広島労働局「令和7年最低賃金実態調査」

24



(注) 資料出所 毎年の広島労働局「最低賃金実態調査」

中位数・時間当たりの平均賃金額

製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業

最低賃金額 1,114円

	全地域				
	中位数	時間当たりの 平均賃金額			
規模計	1,625	1,727			
規模(1~9人)	1,412	1,522			
規模(10~29人)	1,622	1,707			
規模(30~99人)	1,684	1,795			

(注) 資料出所 広島労働局「令和7年最低賃金実態調査」

事業所規模別未満率

製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業

最低賃金額 1,114円

	全地域				
	未満率	未満労働者数			
規模計	6.2	148			
規模(1~9人)	18.9	人 51			
規模(10~29人)	6.1	62			
規模(30~99人)	3.1	人 35			

全労働者数	2,394
-------	-------

(注) 労働者数は、広島労働局「令和7年最低賃金実態調査」の調査対象産業及び調査対象 事業所規模に属する労働者の合計である。

最低賃金引上げ試算表 (令和7年製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業)

アップ額	アルノギ 袋鉄条、調や アップ率	時間額	影響率	(影響を受ける)労働者数
(円)	(%)	(円)	(%)	(人)
【現	行】	1114		
1	0.09	1,115	8.9	214
2	0.18	1,116	9.1	217
3	0.27	1,117	9.1	217
4	0.36	1,118	9.1	217
5	0.45	1,119	9.1	217
6 7	0.54 0.63	1,120 1,121	9.1 9.1	217 217
8	0.03	1,121	9.1	217
9	0.81	1,123	9.1	219
10	0.90	1,124	9.3	223
11	0.99	1,125	9.5	227
12	1.08	1,126	9.5	227
13	1.17	1,127	9.5	227
14 15	1.26	1,128	9.5 9.5	227 227
16	1.35 1.44	1,129 1,130	9.5	232
17	1.53	1,131	9.7	232
18	1.62	1,132	9.7	232
19	1.71	1,133	9.7	232
20	1.80	1,134	9.7	232
21	1.89	1.135	9.8	235
22 23	1.97 2.06	1,136 1,137	9.8 9.8	235 235
24	2.15	1,137	9.8	235
25	2.24	1,139	9.8	235
26	2.33	1,140	9.8	235
27	2.42	1,141	9.9	236
28	2.51	1,142	9.9	236
29	2.60	1.143	10.2	244
30 31	2.69 2.78	1,144 1,145	10.2 10.2	244 244
32	2.87	1,146	10.2	244
33	2.96	1,147	10.3	246
34	3.05	1,148	10.3	246
35	3.14	1,149	10.3	246
36	3.23	1,150	10.3	246
37 38	3.32 3.41	1,151 1,152	10.3 10.5	246 252
39	3.50	1,152	10.5	252
40	3.59	1,154	10.6	253
41	3.68	1,155	10.6	253
42	3.77	<u> 1,156</u>	10.6	253
43	3.86	1,157	10.7	<u>257</u>
44 45	3.95 4.04	1,158 1,159	10.7 10.7	<u>257</u> 257
46	4.13	1,160	10.7	257 259
47	4.22	1,161	10.8	259
48	4.31	1,162	10.8	259
49	4.40	1,163	10.8	259
50	4.49	1,164	10.8	259
51 52	4.58	1.165	10.8	259 261
52 53	4.67 4.76	1,166 1,167	10.9 10.9	<u>261</u> 261
54	4.85	1,167	10.9	261
55	4.94	1,169	10.9	261
56	5.03	1,170	10.9	261
57	5.12	1.171	10.9	261
58	5.21	1,172	10.9	261
59 60	5.30	1,173 1,174	11.1	<u>265</u>
61	5.39 5.48	1,174	11.1	<u>265</u> 273
62	5.57	1,176	11.5	275
63	5.66	1.177	11.5	275
64	5.75	1.178	11.5 11.6	279
65	5.83	1,179	11.8	282

(注)全労働者数	2,394

経 過 表(製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業)

	最賃時間額 (円)	引上額	引上率 (%)	未満率 (%)	影響率 (%)
平成18年度	784	7	0.9	1.1	1.3
平成19年度	797	13	1.7	1.4	1.6
平成20年度	810	13	1.6	1.6	2.5
平成21年度	814	4	0.5	3.4	3.6
平成22年度	823	9	1.1	3.6	4.2
平成23年度	827	4	0.5	4.3	4.7
平成24年度	834	7	0.8	2.1	2.8
平成25年度	847	13	1.6	2.0	4.9
平成26年度	864	17	2.0	4.2	6.0
平成27年度	882	18	2.1	9.4	11.1
平成28年度	901	19	2.2	5.0	7.4
平成29年度	922	21	2.3	5.6	8.0
平成30年度	946	24	2.6	6.3	7.5
令和元年度	969	23	2.4	6.2	8.7
令和2年度	970	1	0.1	6.8	8.5
令和3年度	995	25	2.6	5.1	5.4
令和4年度	1,024	29	2.9	5.5	6.7
令和5年度	1,064	40	3.9	5.5	9.4
令和6年度	1,114	50	4.7	5.1	8.4

(注)資料出所:毎年の広島労働局「最低賃金実態調査」